

# 『(通称) 保険証廃止延期法案 (保険証併用法案)』 【マイナンバー法改正法一部改正法案】提出について

## 「紙の保険証」廃止への突然の政府方針転換

### 1. 「骨太方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)

- 「2024年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指す(「一本化」ではなく「選択制」)
- 「保険証の原則廃止を目指す」(廃止期限の日時は示されず)
- 「申請があれば保険証は交付」(「資格確認書」ではなく申請で「保険証」が交付されるはずだった)

### 2. 河野デジタル大臣記者会見(令和4年10月13日)

- 「2024年度秋に現在の健康保険証の廃止を目指す」(会見以前に審議会等での「保険証廃止」検討は見当たらず)

### 3. マイナンバー法等改正案成立(令和5年6月2日)

- 健康保険証の廃止、資格確認書による被保険者資格確認等に関する規定を整備
- 健康保険証の有効期間の設定等に関する規定を削除

### 4. 岸田総理会見(令和5年8月4日)

- 申請によらず、資格確認書を交付(申請が必要としていた姿勢を修正。ただし、初回のみの可能性あり)
- 健康保険証の廃止の時期の見直しも含め、適切に対応(保険証廃止延期に含みをもたせる)

## マイナ保険証関係トラブル等発生状況

### 1. マイナ保険証利用件数・利用率の低迷(令和5年9月29日現在)

- オンライン資格確認におけるマイナ保険証利用件数が連続減少(トラブル等を敬遠したマイナ保険証離れの可能性)
- マイナ保険証利用率も5%前後と低迷(マイナ保険証利用登録率は上昇し続けたため登録率と利用率の乖離が大きい)

### 2. 医療機関等におけるトラブル多発(全国保険医団体連合会(保団連)調査結果等)

- 回答したオンライン資格確認運用医療機関の65.1%が「トラブル」を経験
- トラブル対処方法として健康保険証での確認を挙げた医療機関が74.9%
- 窓口で支払う医療費の自己負担割合が誤って表示されるケースが全国978の医療機関で確認

### 3. 「マイナ保険証1枚で医療が受けられる」メリットが消失

- 「資格情報のお知らせ」は「マイナ保険証と一体で携帯する」(マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」の「2枚持ち」)
- 資格確認書は1枚で済む場合が多い(マイナ保険証利用者の方が持つべきカードが増えるという本末転倒)

### 4. 「保険者のコスト削減」メリットに疑問

- 「資格情報のお知らせ」を常時携帯とする場合コスト増の可能性(カード化・送料等で保険者コスト増)
- 資格確認書職権交付で発行枚数増、「資格情報のお知らせ」常時携帯対応等で保険者の手間・コスト増

### 5. 異なる個人番号登録と他者の薬剤情報等閲覧(令和5年10月6日公表)

- 保険者から異なる個人番号の登録が判明した事例: 8,544件  
うち、薬剤情報等が閲覧された事例: 20件

来年秋の「紙の保険証」廃止は、

「延期・撤回すべき」との声が7割、高年層では8割を超える\*。

「一旦立ち止まるべき」が民意であり、来年秋の「紙の保険証」廃止という政府方針は、明らかに拙速である。

立憲民主党は「マイナ保険証に関する基本的考え方」で示したとおり、医療分野のデジタル化を推進する立場であるが、一方、政府のマイナ保険証普及第一の拙速な取組は利用率を低迷させ、医療DXの信頼を損ね、便利な医療の実現を妨げている。この状況を改めるため「基本的考え方」で示した「2024年秋の保険証の廃止は延期すること」を実現すべく

『保険証廃止延期法案』(通称)の提出・成立を図る。

法案成立後はマイナ保険証と「紙の保険証」の併用を継続しつつ検討する。

# 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 要綱

## 一 被保険者証の廃止に関する改正規定の施行期日の改正

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「マイナンバー法等改正法」という。）のうち、被保険者証の廃止に関する改正規定の施行期日を「公布の日〔令和5年6月9日〕から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日」から「公布の日から起算して1年6月を経過した日以降において別に法律で定める日」に改めること。

（マイナンバー法等改正法附則第1条新第5号関係）

- 2 1の「別に法律で定める日」については、医療保険各法等の規定による電子資格確認による被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）であることの確認が安全かつ確実に行われるための環境整備の状況、被保険者等が療養を受ける際の医療保険の被保険者証等の利用の状況、医療保険の被保険者証等の廃止が高齢者及び障害者をはじめとする被保険者等に支障を及ぼさないようにするための施策の策定の状況、医療保険の被保険者証等の廃止に関する国民世論の動向その他の事情を勘案して検討し、その結果に基づいて定められるものとする。 （マイナンバー法等改正法附則新第1条の2関係）

## 二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。 （附則関係）
- 2 その他所要の規定の整理を行うこと。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 次条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）の施行の日

附則第一条第二号中「第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二條から第二十五條まで及び第二十七條」を「附則第二条の規定、附則第二二条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の項の改正規定及び附則第二十五條」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二

十二条（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第二十三条、第二十四条及び第二十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を経過した日以降において別に法律で定める日

附則第一条の次に次の一条を加える。

（別に法律で定める日の検討）

第一条の二 前条第五号の別に法律で定める日については、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定による電子資格確認による被保険者及び被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）であることの確認が安全かつ確実に行われるための環境整備の状況、被保険者等が療養を受ける際の医療保険の被保険者証等の利用の状況、医療保険の被保険者証等の廃止が高齢者及び障害者をはじめとする被保険者等に支障を及ぼさないようにするための施策の策定の状況、医療保険の被保険者証等の廃止に関する国民世論の動向その他の事情を勘案して検討し、その結果に基づいて定められるものとする。

附則第二条中「前条第二号」を「附則第一条第二号」に改める。

附則第九条第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附則第十六条中「附則第一条第二号」を「附則第一条第五号」に、「第二号施行日」を「第五号施行日」に改める。

附則第十七条から第十九条までの規定中「第二号施行日」を「第五号施行日」に改める。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。



## 理由

医療保険の電子資格確認に係る問題が多発し、国民の間で電子資格確認に対する信頼が損なわれていること等に鑑み、被保険者証等の廃止及び電子資格確認を受けることができない状況にある被保険者等の資格確認に必要な書面の交付等に係る部分の施行期日を、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布の日から起算して一年六月を経過した日以降において別に法律で定める日まで延期する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。